

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

令和5年10月31日 午前9時59分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井繁行
委員	佐藤文雄
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木直樹
委員	塚本出有

欠席委員

委員	岡崎勉
----	-----

出席説明者

市長	宮嶋謙
副市長	飯塚一政
市長公室長	横田茂
秘書広報課長	加藤洋一

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年10月31日（火曜日）午前9時59分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 前回委員会で提出を求めた資料について
 - (2) 次回委員会での証人喚問（参考人招致）について
 - (3) その他
3. 閉 会

開 会 午前 9時59分

○矢口龍人委員長

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には、傍聴の申し出者がございますので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたのでご報告申し上げます。

これより、傍聴人の入室を認めます。

ここで、暫時休憩 いたします。 [午前 9時59分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時00分]

はじめに、書記を指名します。議会事務局折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

それでは、(1) 前回委員会で提出を求めた資料についてを議題といたします。

前回の委員会で、令和5年8月28日開催の当委員会で提出された説明資料のうち、資料4について「署名に記載のある方から届いた声」の①、②、③にあたる計53名の氏名・住所等、署名に記載された情報につきましては、執行部から承諾を得られた方のみ情報提供したいとの申し出があり、了承したところです。今回、それらの資料の提出がありましたので説明をお願いします。

なお、執行部から本委員会への提出にあたりましては、氏名及び住所が明記されておりましたが、本職におきまして開示することによる影響が大きいと判断いたしましたことから、まずは氏名及び住所につきましては非公開の中で、ご議論の資料としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○市長（宮嶋 謙君）

担当課から説明いたします。

○矢口龍人委員長

それでは、担当課より説明をお願いします。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

署名に関する調査特別委員会からの情報提供要求に関しての意向確認結果について、ご説明いたします。

「署名に記載のある方から届いた声」の53名の方に、10月5日付けで、調査特別委員会へ情報提供していか意向確認の通知をいたしました。53名中8名の方から回答があり、そのうち、情報提供することに承認という方が5名、拒否の方が3名でした。

また、5名のうち、4名の方が「署名自体、身に覚えがない」、1名の方は「署名の話はあり断ったが署名されていた」という方があります。

そのほか、添付資料といたしましては、署名簿の写し、意向確認の写しとなっております。

○佐藤文雄委員

この資料は本人が同意した人の中身なのかなと思ったんですが、これは混在しているということなんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

先ほど申しましたとおり、署名簿の一覧をコピーしたものでございますので、例えば一番前の資料の1と書いてあるところがあると思いますが、その方については、署名自体、身に覚えがないと連絡をくれた方で、かつ、承諾を得られた5名の方うちの1人です。

資料の右上のほうに[1]、[2]という番号があると思いますが、今言った1番の方が、この一番上のかすみがうら市と表示をされているところの方という意味です。[2]と書いてあるのが2番目の方ということでございます。

○佐藤文雄委員

いや、私が質問したのは、2,000名がどうも署名としては正確に、同じような人がやったんじゃないかというふうなことをおっしゃったと思うんですね。それなので、この名簿の中は、同意で、本人が署名している人と署名していない人、これが混在しているんですかという意味なんです。これは調べていませんか、その53名の方が書いていないよという、これはおっしゃっていましたよね。その53名がこの中に入っているのかどうか分かりませんが、だから、これは本人の同意、もしくは同意をしていない、これ2ケースともあるんでしょうかという意味なんです。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

署名簿そのものでございますので、委員がおっしゃったように混在をしております。

○設楽健夫委員

資料の右上の[1]とかに書いてありますよね。それで、その下にかすみがうら市、かすみがうら市と書いてありますね。これは、そういう意味では、偽造された署名というふうに理解していいんですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

資料の最初の1番から5番の方の内容という欄に書いてあるかと思いますが、1番から4番の方が「身に覚えがない」と答えた方でございます。5番目の方が、「署名の話はあり断ったが署名をされていた」と回答をいただいた方でございます。

○設楽健夫委員

そういう意味では、5番目も身に覚えのないという中の細かなところで断ったんだよと。でも、署名が出てきたんだよというふうに理解していいんですね。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

そのとおりでございます。

○櫻井繁行副委員長

前回の委員会から執行部のほうにも調整いただいて、53名中承諾をいただいた5名の、まずはある程度、個人情報担保しながら、こういった形で出していただいたのは非常にありがたい、歩み寄りが少

しずつでも進んでいる感じはしているんですけども、今回のこの調査委員会、百条委員会は、これは最終的に委員長との調整とか、皆さんの意見もいろいろあると思うんですけども、私としての提案としては、やはり久松議員が署名の偽造といいますかね、そういった案件に関わったのかどうかというところがシンプルに調査をするところであると思っていて、前回の委員会でも言わせていただいた筆跡鑑定が必要じゃないか、これは設楽委員なんかもお話をさせていただいたところなんですけど、こういった中で、今のところかすみがうら市というところだけでもありがたいことに出てきていると。本来であれば全てというところですが、これは委員長の考え、配慮、もちろん混乱を生じるということも重々思いますので、この3番の方に関しては恐らく氏名と、多分、かすみがうら市がなくても、例えば地名のほうにいつているということで、両方アンダーラインというか、隠しているでしょうけれども、1番、2番のこのかすみがうら市、また4番のかすみがうら市、そして5番のかすみがうら市。そして、この5番の方がやはり一番注目する点かなというふうに思うんですけども、断ったが、署名されていたと、そういった方ですので、この辺で絞って、このかすみがうら市の書体をベースに筆跡鑑定というのも考えながら、なるべく早めの調査委員会の決断を出せるような形を、皆さんももちろんいろいろな職務があるでしょうから、そういったところで着地点を見つけられればなというふうに、今日こういった形で署名が出てきましたので、私としての意見というか、提案をさせていただきたいというふうに思います。

○設楽健夫委員

緊急質問の中で市長から答弁があったと。市長のほうに、署名した覚えはないんだという答弁があったと。この点については、これで5名という形で今は提出されていますけれども、立証された。このことは重大なことだと思っているんです。それで、市長が答弁した内容の1つがここで立証された。

それで、問題は、ここでこれだけのものが出されていますから、恐らく田代さんのほうの控えのところでも確認はすることはできるという資料だと思うんですけど、これは、あつてはならないことがここでエビデンスとして実証されたということについては、ここの会議においても、しっかりと会議録に残しておく必要があるというふうに思うんです。これは委員長に聞きますけれども、質問です。

○矢口龍人委員長

全くそのとおりでして、これは重要な部分ですよ。一番のポイントとなる署名簿に偽造があったという結論がここに出ていますので、非常に重要だと思います。私の一存で名前を伏せたというようなことですので、これは私のほうで預かっていますので、例えば先ほど櫻井繁行副委員長がおっしゃったように、筆跡を、調べるとかなんとか、いつでもこれは出せますので、それは、そういうことに使うのであればいいんですけども、そうじゃなくて、ちょっとまた、この承諾した人たちにご迷惑かからないようなやり方で進めていきたいというふうに思っておりますので。

○設楽健夫委員

それで、5名の人のこの資料は、ここから何が紐付いてくるかといったら、署名自体、身に覚えがないと。じゃ誰が書いたんだと。2番目も、誰が書いたんだと。3番目も誰が書いたんだと。4番目も誰が書いたんだと。そういうことが出ています。今回の調査委員会の中で、やはり慎重に丁寧に進めていかなければならないのは、こんな、署名が偽造されると、こういうことが事実として存在してしまったと。ほかにどういうものがあるのか。このことの調査については慎重に丁寧に、証言も含めて進めていく必要があると、それが1つです。

もう1つは、書いた人がいる。この人たちに対して、調査委員会はどういうふうに手を差し伸べていて、そして、こんなことは駄目なんだよというところまで持っていくことができるのかという、大きな、この資料の中から2つの流れができてくると思います。

2番目の、じゃ誰が書いたんだというところまでいけば、この問題の大きな委員会の一歩になると思うんですよね。

○櫻井健一委員

この要求に関しての意向確認をするに当たってのアンケートを出した出し方なんですけれども、提出期限が10月20日となっています。あと、この回答に関して、これは送った文書に対してはがきか何かを送り返してもらおうという形だったのか、電話とかそういうのでもよかったのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

本日の百条委員会に間に合うように逆算をして、10月20日というような、一応期限を設けさせていただきました。

それから、53名の方に、同じ世帯であれば封筒1通で、返信用の封筒と、承諾書については世帯人数分を郵送しております。

○櫻井健一委員

同じ世帯であれば重複させなかったということであれば、53名の中で何通送られたんでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

20通でございます。

○櫻井健一委員

この20通送られた中で、同じ家族でも同意が得られていなければ、書類としてはここには出てきていないというような解釈でよろしいのでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

承諾書そのものは各個人に送らせていただいておりますので、同じ世帯であっても、各個人で判断はしていただいて、承諾をされた方、あるいは承諾しなかった方、個人個人違っており、世帯によっても違っております。

○櫻井健一委員

ということであれば、お父さんは返したけれども、お母さんからは返ってきていないので、そこは伏せてあるというような状況ができていると思うんですけれども、そこに関して、仕事の都合ですとかいゆるんなことで返せなかったとか、おはがきが出せなかったというような意向もあるのかと思いますし、この10月20日に間に合わなかったということもあるかと思うんですけれども、この10月20日以降に届いたものなんていうのはないのでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

20日以降に届いたものはございません。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午前10時20分]

○矢口龍人委員長

では、会議を再開いたします。 [午前10時21分]

○櫻井健一委員

すみません、先ほど、同じ家庭であれば1通の中にその家族の人の名前、それぞれの人に宛ててアンケートを送ったということなんですけど、もし一番最初に開封された方が、その家族に渡していないというような可能性というのを考えたときに、そのやり方は適切だったのか、ちょっと疑問になるんですけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

そういう可能性もあるかとは思いますが、今回については、同じ世帯であれば1通の封筒で、例えば家族5人いれば、1つの封筒の中に5つの承諾書を入れてということでやらせていただきました。

○設楽健夫委員

執行部のほうで、20の方に送ってもらったということですよ、先ほどの話で。20世帯に送ってもらったと。その結果がこういう結果として出てきている。

あと、田代さんのほうにある名簿との照合だとか、そういうものが出てくるでしょうけれども、また以降、再度調査をするのであれば、この後、後々の進行具合によって、またそういう作業をしてもらえばいいことだなというふうに今の櫻井健一委員の話については思いますが、

[「質問したの、今」「質問でしょう、今」「何ていう質問した」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

いやいや、だから、最後にやればいいのか。

[「もう1回アンケートを……」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

委員会の進捗状況によっては、再度この緊急質問の、この前提出された人数分の再調査といいますか、再請求といいますか、再お願いといいますか、そういうものをやればいいのかというふうに思いますが、執行部のほうとしてはいかがですか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

今回53名の方に通知を差し上げまして、当然、返ってこない方というのも想定をしております。通知文の中に、回答がなかった場合には承諾を得られなかったものとして取扱いをさせていただくというのを申し添えておりますので、今回、提出がなかった方は、拒否というような判断をさせていただいておりますので、さらにもう1回確認とか調査というのは考えてございません。

○櫻井繁行副委員長

課長がおっしゃるように、ある程度期限を決めて、意思表示はあくまでも市民のほうに委ねるしかないことですので、そのようなやり方で僕はいいと思うんです。ただ、先ほど10月20日が期限ということでしたけれども、それ以降、返信はないということですが、ひょっとするとまたちよろちよろ何通か戻ってくる可能性もあると思いますので、そういったときには迅速に委員長のほうに報告をいただいて、何かしら対応できるような形を、期限は決めただけでも、この53名20世帯に対して承諾のあったものに対しては少し猶予を持っていただいて、委員長のほうに報告をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

そのようにさせていただきます。

○櫻井健一委員

20世帯ということで、多分、お父さんが私のことも書いちゃったからえらいことになっちゃって、私の方は返さない、みたいなご家庭があるとすれば、その20世帯の中で5世帯から返ってきて、あとの15世帯というところであれば、そこに電話でもいいので、意思確認を一度していただいて、期限は切れているんですけど、これはもう出さないという意向でいいのかという意思確認がもし電話等でできれば、それをしっかり確かめていただくということが一番経費がかからなくて確かめられる方法ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

署名簿の名簿につきましては、出されたそのもので通知をしております、個人情報の関係もあり、住民記録等の正確な住所、名前というのは特にこちらでも調べておりません。また、電話番号についても把握しておりませんし、今回、通知文ということで調査をさせていただきましたので、さらにどのような調査は考えてございません。

○矢口龍人委員長

この53名という方は、要するに当初の問いかけに対して、私は署名していませんという意思表示した方なんですよね。今回、承諾しますと、公にすることに対して承諾しますと言った方がこの5名だと。ですから、この53名というのは、要するに、署名していないという方たちでよろしいんですよね、確認させてください。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

53名中、5名の方が承諾ということでございますが、ご自身では署名されていない方です。また、百条委員会のほうに情報提供はするという承諾をいただいただけですので、公にするという承諾ではありません。

○佐藤文雄委員

この資料のところの最初の意味確認の結果についてというところで、住所と内容がありますよね。内容のところ、「署名自体、身に覚えがない」というのが4人いらっしゃって、最後に、「署名の話はあり断ったが署名されていた」となっているでしょう。こういうコメントみたいなものは、この承諾書の中には入っていませんよね。承諾書、これは承諾、つまりそういうコメントもあるという認識でよろしいですか。コメントを提出できない理由はあるのでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

意向確認書については、内容等コメントは入っておりません。署名簿に記載のあった住所と名前と、回答に対しての市に寄せていただいた声、それから署名簿控えの写しを提出することに対して、承諾をいただいているということでございます。

○佐藤文雄委員

これは承諾という前の基本的な、役所のほうに、これは私がやった、自署はやっていませんよと、身に覚えがないよというメモ書きだったわけですね。そして5番目の人は、「署名の話はあり断ったが署名されていた」というのは、これは執行部のほうで書いたメモということですか、聞き取りメモというふうな理解でよろしいですか。

○市長（宮嶋 謙君）

署名簿を提出いただいて、回答書を出した後にご連絡をいただいた方が53名いる。そのときに内容をメモをしています。そのメモです。

今回の承諾は、お名前とご住所と、連絡をいただいたときの内容を提供していかどうか、承諾するか、拒否するか、承諾か拒否か二択の書類なんで、ここの内容というのは、最初に戻していただいたときの内容でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、このメモそのものについては、もうちょっと詳しくメモがあるというふうに思われるんですが、詳しいメモはないんですか。これは、「署名の話は断ったが署名をされていた」という、かなり簡単なメモなので。そういうメモそのものが、信憑性しかないですけれども、信憑性がもっと明らかになると、分かりやすいかなと思ったんですが、これはどういう中身なのか、その全てを書いてあるかどうか。その点について教えていただけますか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

詳しいメモではございません。本人からいただいた内容の要約といたしますか、自分で書いたのか書かないのか、家族が書いたのか、その程度のメモでございます。

○櫻井健一委員

この返ってきた5名の方のうち、同じ世帯の人というのは、重複しているところというのはあるんでしょうか。

○矢口龍人委員長

お答えいたします。1、2は同じ住所です。

だけれども、これはどちらも結局、私は書いていませんという、これ、だけれども、筆跡を見ると何か違う人が書いているみたいだな。

親子です、これ親子さんみたいだね。

○櫻井健一委員

それで、そうすると、20通のうちに返ってきていない世帯、世帯で考えると16世帯ということになると思うんですが、ここの53名の方というのはすごく重要な方で、回答がすごく、これだけだと情報が薄いのかなと思うんですけれども、この16世帯に対してさらにアンケートですとか、何かアプローチをしていくというのは、この当委員会で何かやられたらどうなのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

検討させていただきます。

ほかに執行部に何か聞きたいことがあれば。

○鈴木更司委員

参考になんですけども、氏名、住所が伏せられています。立場とか職業の把握をされている方というのはいらっしゃるでしょうか。

○秘書広報課長（加藤洋一君）

把握はしてございません。

○矢口龍人委員長

執行部に対しては以上でよろしいでございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたしたいと思います。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。 [午前10時35分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時36分]

次に、前回の委員会で、令和5年5月23日及び令和5年6月6日にかすみがうら市長へ提出された「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る計5,221名分の署名簿につきまして、本署名の提出者である田代和正氏へは、大川弁護士のご意見を添付して再度、資料の提出を求めたところがございます。田代和正氏から提出された資料及び経過の説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、署名簿提出者の代表であります田代和正氏への資料請求を求めた経過及び提出された資料

の内容についてご説明させていただきます。

2ページの資料1をご覧くださいと思います。

こちらが令和5年10月11日付で送付しました記録提出請求の文書でございます。

別添として、3ページ以降にありますが大川弁護士の意見書を請求根拠としております。前回同様、配達証明付郵便で郵送をしております。

提出期限を令和5年10月26日としたものでございますが、前日の10月25日水曜日に郵送で届いたものが7ページの資料3でございます。

資料3をご覧くださいと思います。

文書の内容について、簡単にご説明させていただきます。

こちら8ページ以降に別添として、弁護士と相談して、弁護士からの意見書が添付されているものでございます。

その結果としまして、7ページ、2行目になりますが、田代さんといたしましては、百条委員会そのものへの疑念は消えませんということでございます。さらには、逐条研究地方自治法といろいろな参考図書が載っておりますが、その図書によりまして、読ませていただきます。

「百条委員会は憲法を頂点とする法秩序の許す範囲内で認められているにすぎない以上、憲法との整合性の観点から一定の限界がありえるとされており、住民個人の人権、とりわけプライバシーへの配慮は重要であり、今回のように5,000名以上のプライバシーに属する対立利益が存在する場合は、まさにその例であると思料します。百条委員会にそぐわないことは明白です」ということでございます。

また、その下になりますが、今回の書類は要望書でありまして、請願書ではないのに、大川弁護士が請願法を主張されることについて違和感を感じるというようなことが書かれてございます。

また、その下になりますが、市のホームページを見ますと、要望書については、受理した議長が全議員に写しを配付するのみの記述です。このページを田代さんが読んで、市長に市民の声を届けたいという思いで要望書を提出することを決めました、ということでございます。その要望書が原因で百条委員会が開催されることになるのは夢にも思っておりませんでした、というようなことが書かれております。

その下になりますが、それでも、偽造があったのかわかったのかを調べなければならないというならば、その真実を知るための手段は、百条委員会ではなく、警察等の捜査機関、ひいては裁判所等、法廷の場で明らかにされるべきであると思っております、ということです。百条委員会で偽造の有無を調査することに妥当性はないというようなことでございます。

また、その下、私はただ市長に市民の声を届けたかっただけで、多くの人の署名を出したからといって、誰が得をするという話ではありません。それでもなお偽造されたと言うならば、その被害者の方が訴えを起こすべきものと考えますということでございます。

また、署名提出を裁判所や警察から促されるなら話は分かりますが、百条委員会への提出は必要はないというようなことでございます。

最後になりますが、突然、議会事務局職員が事務所に訪問したこと、また、百条委員会の内容が東京新聞の紙面に掲載され、実名が掲載されたこと、さらには佐藤議員発行のかすみがうら新聞に実名が掲載されたことについて、厳重に抗議しますということで、百条委員会に5,221名分の署名簿の提出は拒否いたしますというような内容でございます。

また、別添資料としまして、8ページから11ページに山形弁護士の意見書が提出されてございます。

11ページ、結論を読ませていただきます。

「以上のとおり、本件要望書の偽造等調査は、地方自治法100条の『普通地方公共団体の事務』に該当

しないと解されるし、現実的に見ても、捜査機関よりも操作能力や捜査権限の劣る百条委員会が捜査機関の捜査に先行して本件要望書の偽造等調査を行うことは有害無益と言わざるを得ない。よって、公金を支出してまで、本件要望書の偽造等調査のために百条委員会を継続することは相当ではないし、関連する公金支出が違法または不当な支出と判断されるおそれがあると思料する。」というようなコメントが載っております。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

続きまして、大川弁護士から見解を作成いただきましたので、ご説明をお願いしたいと思います。

○弁護士（大川隆司君）

弁護士の大川でございます。

10月25日に事務局から、この田代さんと山形弁護士の書かれた書面をメールで送っていただいて、即日まとめましたので、初めにお断りしておくと、この私の見解というのは、このまま先方に、議会から送る文書に添付して結構だという意味で書いたものじゃなくて、一応、私の考えをまとめたもので、文書が整っているわけではございません。

その中で、反論する項目が幾つかあるわけですが、1の（1）の部分は、これは田代さんのご意見だけであって、山形弁護士の中では全然言及しておられないんですが、田代さんは、自分がお出しになった書類は要望書であって、請願書ではないと、そこを請願だと言われることに違和感があるというふうにおっしゃるんですが、これは田代さんのほうに誤解があるので、私は地方自治法に規定した議会への請願だと言っているわけじゃないので、それらをもっと広く、官公署全てが国民から受け付ける文書に適用がある請願法、そういう意味での請願を言っているわけです。これは、山形弁護士のほうはさすがにそこは問題にしておられないので、これは単純に田代さんの誤解だというふうに申し上げていいと思います。それが1の（1）で指摘したところです。

それから、1の（2）では、山形弁護士の中のご意見にもありますけれども、こういう文書偽造の責任を追及するというような仕事は捜査機関に任せておくべきものであって、議会の出る幕じゃないというようなことをおっしゃっているんですけれども、これについては2のところで、山形弁護士のご意見と、それから田代さんの意見と両方とも、お二方とも言っていますけれども、そういう偽造等の調査だから捜査機関に任せればいいんじゃないかという考え方はおかしいですよということを2のところで申し上げてあります。つまり議会の調査が、文書偽造の責任を追及するという面がないわけじゃありませんけれども、別に責任を追及して、その犯人を挙げることをもつぱらの目的にするわけではないんです。そこは捜査機関と全く違うところなんです。

例えば交通事故なり飛行機事故が起きると、誰の責任かという刑事責任を追及されると同時に、どうしてこんな事故が起きたのか、操縦ミスなのか、機体、機械のミスなのか不可抗力なのか、そこを究明して再発防止に努めようという国交省の交通事故の調査委員会の任務もあるわけで。一部重なることはあっても、それぞれ独自の目標、目的を追求するわけであって、どちらが優先するというものではない。たまたま2つの機関が動き始めていけば、両者の仕事を調整するということはあり得ますけれども、まずは捜査機関が動かなきゃいかんというルールがあるわけではありません。そこは違いますよということを2のところで指摘してあります。

それから、山形弁護士のご意見には、五千何百人のその署名の原本がないのに百条委員会が動いてもしょうがないというようにくだりがありますけれども、これはですね、まさに田代さんに請求しているとおり、委員会の権限として署名簿の原本を出せという請求権が委員会にあるわけですから、その出さ

ないということを前提にしている議論は意味がないと思います。それが2のところでは指摘したところでは

す。それから、この偽造等の調査を議会でやるのは、プライバシー侵害に当たるということを田代さんはおっしゃっているんですが、ここはさすがに山形弁護士はそうはおっしゃっていません。そういうことは受け取られませんが、これはもう前の意見書に申し上げたように、最高裁の判例でも正当な行政目的がある場合は、プライバシーにわたる調査というのもあり得るんだということにははっきりしていることなので。これは田代さんが相変わらず言うておられますけれども、山形弁護士の意見にもないように、そこは問題にならないだろうと。

それから、ペーパーの中には触れていませんけれども、もう取り下げたんだから、今、進行中の問題ではないよということに対しては、山形弁護士も私の指摘をお認めくださいますして、将来の再発防止というテーマで特別委員会、百条委員会が権限を発揮するというのもありなんだということは、山形弁護士のご意見でも認めておられます。田代さんもそのことは再論しておられませんが、その点は1つクリアになったんだろうと思います。

いずれにしても、ここに書かなかった今の第4の点も含めて、田代さんのご意見、それから山形弁護士のご意見、これはいずれも妥当とは思われないということを私の意見としてまとめさせていただきました。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○石澤正広委員

今、ご意見を聞かせていただきまして、捜査機関と百条委員会とは違うので、百条委員会ですとどこまでというのは一体どこまでなのかなということを確認させていただきたいんですけども、先ほど執行部で出している資料というのはあそこまでということがあって、私たちそれを確認させていただきました。その中で、筆跡鑑定をすれば、もうすぐ分るでしょうというようなことで、先ほどもありましたけれども、その筆跡鑑定というのは百条委員会とかで、そういったことというのはできるんでしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

委員会で必要だと思えば、それはできると思います。

○石澤正広委員

分かりました。

○佐藤文雄委員

非常にびっくりしたんですがね、これ山形弁護士、別紙という意見書がついているんですね。ということは、今ちょっと、騒がせて申し訳なかったんですが、山形弁護士はどうも大井川知事の何か後援会をやっている方のようなんですね。だから、お金を、かなりかけているということになると、これ田代さん一人でこういう財源を賄えるのかという疑問が出てくるんですね。だから、ここまで、意見書まで出すということ自体が、非常に不可解だなというふうに思うんです。

それと、ここにも書いてありますが、何か議会事務局が迫ったようなことを書いていますよね。これは迫ったんですか、議会事務局が田代さんのところに行って、出せ出せって、そんなことがあるんですか、ちょっと確認。

○議会事務局長（金子俊文君）

お答えいたします。

提出期限が1週間前となりましたので、何の連絡もない状態でございましたので、委員長と相談して、確かに1週間前に事務所のほうに訪問させていただきました。そのときの内容といたしましては、かすみがうら市議会事務局の誰々ですと伝えて、田代さんはおいでですかということで、私が本人ですというようなことでおっしゃられまして、今、接客中なので、23日までには回答するというようなことで、忙しい状態でしたので、その場で退席させていただきましたので、書かれているような、迫るような行為は一切してございません。

○佐藤文雄委員

ちょっと、ナーバスになっているのかなというふうに思うんですね。特に、東京新聞に実名が出されたとか、私もかすみがうら新聞で、当然この経過を作ってポスティングしましたよ。彼のところまで行ってポスティングしましたから。田代さんのところに。田代さんそのものは、茨城新聞社を通じて、提出するときも記事にしているんですよ。取下げのときも記事にしているんですよ。コメントを出しているんだよね。ましてや、フェイスブックがあるんですね。フェイスブックにも、何回も何回も、その時々、そのフェイスブックでアップしているんですよ。これで何で、個人情報だといって抗議するというのは、これちょっと、お門違いだと思うんだよね。逆にこういう抗議のほうを私はどうしたらいいのかなと。やはりこれは、絶対に証人喚問を早くやらなきゃいけないんじゃないかと思いますよ。そうしないと、抗議するなんて言って、また拒否しているわけでしょう。これは、とてもこういう理由で拒否をするということは、これは絶対に許せないというふうに思いますよ。ですから、次は、やはり証人喚問を田代さんにすべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

ほかにご意見ございませんか。

○櫻井健一委員

すみません、山形弁護士からの意見書の中で、下に8ページと書いてあって、最後の11ページの最後のほうの文書なんですけれども、この要望書の偽造等調査のために百条委員会を継続することは妥当ではないし、関連する公金支出が、という文面が最後あるんですけれども、ここに関しての大川弁護士の見解をちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○弁護士（大川隆司君）

先ほど申し上げたところに尽きると思うんですが、捜査機関というものがあるんだから、捜査機関に任せておけばいいとか、捜査機関の捜査のほうが先行すべきだという議論は当たらないだろうと。捜査機関は捜査機関の任務があるわけなんですけれども、百条委員会は百条委員会の目的、任務があるわけで。どちらが優先するという問題ではありませんよ。だから、捜査機関が動こうと動くまいと、百条委員会としては、それなりの目的を持って調査をされるということについては何の問題もないということをおっしゃっているわけです。

○櫻井健一委員

ということは、この公金の支出が違法だとか、不当な支出ということには当たらないということの解釈ということでもいいんですね。

○弁護士（大川隆司君）

もちろんそうです。だから、おっしゃるとおりで、捜査機関が動いていないのに百条委員会が動くのは何事であるかというふうなことをおっしゃっているけれども、それは違うでしょうと。捜査機関が動こうと、動くまいと百条委員会は別に犯人を挙げるということが自己目的じゃありませんけれども、別

の目的から、おのずからやるべき調査があるので、それを無意味だなんておっしゃるのは必要ないんじゃないかと。ただ、実際に捜査が始まっている場合に調整は必要だと思いますよ。1つの資料を取りあえずどちらが点検するのか、おまわりさんが先なのか、私が先なのか、そういう問題はともかくとして、山形弁護士のご指摘は、とにかく捜査機関にまず下駄を預けるべきで、捜査機関が動かないうちに百条委員会が動くこと自身が不適切だというようなことをおっしゃっているのです、それは違うでしょうということをおっしゃっているわけなんですね。

○櫻井繁行副委員長

これは結局のところ、弁護士の見解も両極端な話じゃないですか。これ堂々巡りなんだよね。

[「堂々巡りじゃないよ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

これは俺の考えね。だから、そこでやっぱりこの百条委員会をどこで着地点とか、先ほど佐藤委員、ナーバスになっていると言うけれども、それはナーバスになるよね、自分ごとに考えれば。だから、やはりこれは良識ある判断としてある程度着地点見つけて、終わらせる方向を考えないと……

[「ええ、それはないよ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

いや、僕はそういう意見なんです。だって、もうあと筆跡鑑定すれば、久松議員がやっているか、やってないか一発じゃないですか、取りあえずは。

[「そこが目的じゃないでしょう」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

いや、そこが目的じゃないですか。これはだって、よく考えてほしいですよ、皆さんにもね。これってもともとは「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会なわけですから、まずはだから久松公生議員がやっているか、やってないかが問題であって、やっぱりこの弁護士同士の法的論争みたいな感じに俺たちが巻き込まれる筋合いはないんだよね。みんなもよく考えてほしくて、だから、これは佐藤委員みたくどンドンやれという意見もあると思うので、設楽委員みたくどンドン、じゃ、4万人一人一人確認するのかという話になってきますからね、これ。百条委員会が、百条委員会がという話もあるけれども、やはりそういったところはある程度のところを落としどころをつけて、皆さんでこの後、いろんな本当に繰り返しになるが、職務もあるわけだから、そういったところである程度着地点にするという、これは僕の意見なので、皆さん違えば、それなんですけれども、そういったところにしていかないと、これ、最終的に裁判沙汰までなって、何かそういうふうな可能性って、民事裁判だってあるわけですよ。そこまでみんな腹くくってやることなのか。もうそういったところがやっぱりこの調査委員会、百条委員会を考えていかないと、本当に大きな渦にみんな巻き込まれる可能性があるのです、よく新人議員さん含めて、俺、考えてほしいと思って、それが本来の自分たちの政治信条のことなのか、やっぱりシンプルに久松公生議員がやったか、やってないかで僕はいいと思うんだよね。そもそもこの百条委員会設置には反対はしたけれども、これは賛成多数になっているから、それは公平中立に粛々ともちろんやってきてますけれども、ある程度ここまで来た時点で、やはりそれは落としどころを見つけて、かといってやっていけばよくないこと、やってなければそこで終わり。そういったところをつけるということも考えていかなきゃいけないと思うので、これは僕の意見なので、今日の百条委員会もうすぐ終盤でしょうから、そういったところをお話をさせていただきたいと思います。

ぜひ皆さん、一人一人意見を話してくださいよ。そうしないと本当にみんな意見しないと、巻き込まれてしまうんで、やっぱりナーバス、これ、佐藤委員もナーバスになっていると思うんだよね、僕からすると。田代さんもナーバスになっていると言うけれども、やっぱりその感情面で動くことがいいことなのか、やっぱりそういうこともしっかり考えないと、議会事務局だって、やはり巻き込まれると大変なことだと思いますし、そういったところも考えて進めさせていただきたいと思うので、やみくもにやめろという気はないですけども、ある程度エビデンスを持って、結果を持って着地点を見つけるということも1つの選択肢であると思いますので、僕としての意見をさせていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

私はナーバスになっているというのは、田代さんがナーバスになっているということを使ったんですよ。ここで実際に抗議をしているわけでしょう。抗議をすると言うんだ。私に抗議をすると。彼はフェイスブックでも、茨城新聞も使って、ちゃんと広報活動をしているんですよ。だから、みんな分かるし、百条委員会も立ち上がって、これだけの議論をしているわけですよ。ですから、名前が公表されたからって、プライバシーだとかというのは全く当たらないわけですよ。だからそのことを言っているんです。

大川弁護士も言ってますけれども、私も設楽委員も言っていると思いますけれども、今後署名活動の在り方が問題になってくるわけですよ。偽造という問題がクローズアップされるわけでしょう。署名でこれがどうなんだということになっちゃうと、常に請願であれ、陳情であれ、要望書であれ、そういう問題がクローズアップされる。だから、将来にわたって、我々のこのかすみがうら市でちゃんとした民主主義を定着させるというためにはどうしてもこれを解明するしかない。

ここで私が、ナーバスだ、ナーバスだと言っているけれども、やっぱり田代さんが出てこないと話が前に進まないんじゃないですか。それで落としどころは出ないですよ。やっぱりきちっと田代さんに出てきてもらって、そこで彼の考え方を聞きましょうよ。それが一番いいと思いますよ。それからなんです。その次のステップはまたステップで考えればいいんじゃないかなと思います。私の意見です。

○櫻井繁行副委員長

ちょっと話だけね。

[「堂々巡りになっちゃうぞ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

どうせこの委員会は堂々巡りに今なっているから。

[「そういう問題じゃない」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行副委員長

これは、民主主義の逆に弾圧になると思うんですよ。署名が例えば、今の時点でこういったことが起きると、署名する人自体、市民がいなくなりますよ。だって、53名は書いてない。市長の答弁があって2,000、そうはいつでも3,000名からの署名が取り下がっているわけだから、そこは粛々ともちろん賛同をした個人、世帯数で例えばお父さんが5人分書いてあげるよと言っても、そうじゃなくて、1人でいいですよ。そういったところを意思表示としてしていけば、民主主義、署名の正当性というのは僕は保たれると思うんですよ。だから、そこと何が何でもここを調査特別委員会と一緒にして考える必要はないと思っていて、今後結論として署名が僕ら16人議員が思ったわけじゃないですか。一人一人賛同して、その人に書いてもらう。世帯数でみんな書いてもらうということは駄目なんです。皆さん一人一人書いてもらえば頂きます。そこが合意形成を図れたわけだから、それ以上というのはやっぱり民主主義の僕は弾圧につながると思う。だから、その辺もよく考えて、皆さんにも考えてほしいと思います。

○櫻井健一委員

僕も署名運動とか署名というのは大事なものだと思ってまして、議会の中で何かを決めていく中で、そういう市民の人の意見を聞くというところで大事なものだと思います。それで、今残されてる3,000名の署名が生きるのかどうなるかというのもすごく大切なことだと思いますので、その中でうそがあってはいけないと思うんですね。そこを今後再発させないためにも、ここはきっちり署名活動というあるべき姿を分かっていたいただいて、ちゃんとした形を出していくということをやらないと、我々労働者側の署名なんかをよく提出させていただきますので、そこが価値のないものになられては困るというような意見の中で大事なことをやるので、慎重に審議していくことが大事だというふうな意見の中で、ちょっといろんな感情はあるとは思いますが、しっかりと審議していく必要があると思います。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○設楽健夫委員

これまでの議論の中で、執行部のほうも先ほど5名の方が実際は書いていないというようなエビデンスが出てきたわけですから、先ほども佐藤委員ですか、言っていましたけれども、田代さんに対して、この辺でやっぱり出てきているわけですから、証人喚問をしていくということで進んで、そして、その先を見ていくといういうことが必要なんじゃないかなというふうに思います。

○石澤正広委員

将来的なことも含めて、この百条委員会があるというふうなお話が先ほどありましたけれども、それを考えたときに、署名に関しての疑念が持たれたということで、今回こういうようなことが勃発しているんですが、今後の将来を考えたら、私たちのやるべきことというのは、その署名活動というのは市民の声を届けるのに絶対不可欠です。その中においてこういう疑念が持たれないためのルールづけ、こういったことを私たちはやるべきということが私たちの仕事ではないかなと思います。今現在であると、現実堂々巡りになっていて、弁護士対弁護士、そして感情がうごめていく、そういうような中にあるのが現状ですよ。そこをやっぱり私たちは冷静に考えて、今後の将来、市民の皆さんのちゃんと声が伝わっていく流れ、そういったものを考えていかなきゃいけないということが私たちの仕事なのかなと、こう思います。私の意見です。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木貞行委員

私も櫻井繁行副委員長の考えに賛成でありまして、久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会なので、まずはやっぱり執行部から提出された5名の方の筆跡鑑定を先にやって、その疑念を先にやっぱり払拭させることが一番重要だと思っています。

それと、先ほど櫻井健一委員と石澤委員が言ったように、署名活動は本当に大切だと思っているので、ルールづくり、条例とかをつくってやっていったらいいんじゃないかなと思います。

○矢口龍人委員長

私の見解を述べさせていただくと、最初に百条委員会を設置したときに、この百条委員会とは何たるべきかという資料を添えて皆さんにお渡ししてありますので、よくそれを熟読していただいて、それで確におっしゃるように、将来に向けてやはりいい要望活動、請願活動ができるようにするのは非常に重要なことです。そのために今回の委員会は真相を究明して、二度と同じような過ちをしないようにするのがこの委員会の設置の意義なので、その辺のところをしっかりとご理解をいただいて、議論を続けていただきたいというふうに思います。

○鈴木更司委員

改めて証人喚問、参考人招致についてなんですけれども、1ページに出てる氏名、住所は伏せられている方の5名に当たっていただいて、どなたか協力をいただければというのと、あと、改めて久松議員本人にお話を聞きたいかなというところがあるんですけれども、検討をいただければと思います。

○矢口龍人委員長

私は今回この5人からいただいた承諾の件に関して、ここにあるように身に覚えがないと言うので、後にも先にもここへ例えば来ていただいても、身に覚えがないで終わりだと思うんですよ。ですから、これは黒く塗り潰させてもらったんです。来てもらってもお話しすることはそれしかないと思うので、身に覚えのない以外、いろんな意見を聞いてもしょうがないと思うんですよ。ですから、要するに偽造が証明されたということで十分に目標を達しているんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、ただ、この一番最後の署名を断ったのに来たという方はいいとは思いますがね。ただ、この人に出席を求めてお話を聞くほどではないと。まずはその前段に要するに資料を提出してもらうこととか、その代表者の田代さんが来て、やはり真相を、要するに経緯をきちっと説明していただくということのほうがまず先にやるべきことじゃないかなというふうに思います、私はね。

○櫻井健一委員

緊急質問の中で証言してもよろしいみたいなお話があったように思いますが、その方というのは参考人としては入られるということはないのでしょうかね。

○矢口龍人委員長

その件は先ほど執行部がいるときに聞いていただきかけたんですよ。そういうことです。だって、私に聞かれてもしょうがないし、皆さんも答えられないでしょうし、事務局も答えられないし。

暫時休憩します。 [午前11時15分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前11時26分]

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、次の議題に移ります。

次に、(2)次回委員会での証人喚問についてを議題といたします。

それでは、1人目ですが、本要望書の提出者であります田代和正氏を証人として始めていくのが適当と思われませんが、いかがでしょうか。

[「異議なし」「反対ですね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がありますので、起立でもって採決をしたいと思えます。

賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○矢口龍人委員長

起立多数でございます。

それでは、田代和正氏を証人として召喚したいと思えます。

それから、現在、記録提出をいただけていない状況ですが、万が一、証人喚問にに応じていただけない場合の対応について、大川弁護士からご説明をいただきたいと思えます。

○弁護士(大川隆司君)

ご承知のように地方自治法第100条第3項に罰則規定がありまして、罰則適用の対象になる行為が3種類あります。出頭拒否と記録提出拒否、証言拒否と、3ついずれの場合にしても6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処するという、この罰則規定の適用を受けるわけですね。もう既に記録提出の拒否というのは、10月24日付の田代さんの文書の中で提出は拒否しますというふうに明確に言っておられますから、記録提出拒否という要件は既に成立しているわけです。もちろんそれ単独で罰則規定の適用を求めてもいいわけですが、例えば証人としての出頭を求めても出頭を拒否するとということがあれば、それと併せて罰則の規定の適用を求めるとということになると思います。

地方自治法第100条の第9項というのがあります、議会は選挙人、その他の関係人が、今申し上げた第3項の罪を犯したものと認めるときは告発しなければならない。告発することができるじゃなくて、しなければならないというきつい規定がされております。なので、田代さんを証人喚問して、出頭しないということがあれば、今回発生している記録提出拒否と併せて告発するかどうか、つまり告発しないで済むような正当な理由が先方さんにあるかどうかという審議を決めるのは議会の本会議ですけれども、本会議の場でそれを決定しなければならない。特別委員会の意見に基づいて本会議の議題になると思うんですが、そういう成り行きになると思います。

正当な理由があれば別に罰則の適用はないわけですが、例えば病気だから出られませんとか、そういうのは正当な理由になるでしょうし、もう一つ、これは非常に皮肉な話なんですけど、典型的な正当理由は、例えば証言拒否とか記録提出拒否の正当理由として、それを出したり、それを証言したりすると、自分なり家族なりが刑事罰を受けるおそれがあるから拒否しますというのは正当な理由になっちゃうんですよ、逆に。ですから、そういうのを理由にして拒否されるのであれば、それはもう出てこないのはしょうがない。逆に偽造の犯罪というのが成立するかどうかはもう捜査機関に委ねるしかないという選択になるわけです。この告発というのは、特に地方自治法第100条の縛りがありませんから、そういう理由で拒否されるのであれば、もうほかの刑事処分を請求するしかないよというのは、これは誰でも告発権というのがありますから、そういう選択肢もあるだろうと思います。

いずれにしても、今説明を求められていることだけのお答えとしては、端的に言えば、記録提出の拒否と併せて出頭拒否について告発するかどうかというのを議会の判断が求められることになるだろうということでございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次回の日程についてなんですけれども、11月28日から本会議が開催されます。できれば本会議中に次の開催を予定したく思い、12月8日で調整をしていただきたいと思います。

そして、先ほど大川弁護士からお話がありましたように、告発する場合は、議会案件なので、最終日の12月12日の議会で議決をもらうようなことになるかもしれませんので、ご認識をしていただきたいと思います。

なお、証人尋問に関しましては、委員会運営要領の手続きに沿って行いますので、尋問事項通告書等を議会事務局から通知いたします。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。ほかに委員の皆様から何かございませんか。

○櫻井健一委員

今罰則のほうを大川弁護士のほうからいただいたと思うんですが、協力したときに当たって、今現在出頭拒否に当たるような会話があるというようなお話でした。提出物が出てないと。協力した場合には、そういった罪を緩和させてくれるような処置も何か以前あったような気がするんですけども、その

確認させていただきますでしょうか。

○矢口龍人委員長

自白に関してですよね。条例の中にありますので、大川弁護士、お願いできますか。

○弁護士（大川隆司君）

今おっしゃった規定は地方自治法第100条の第8項のことだと思いますけれども、一旦証言拒否という事実があっても、議会の調査終了議決の前に自白した場合は刑を減免できるという規定があります。偽証したことは事実であっても、あれは間違いでしたということに要するに調査終了前に言えば免除されることもあるよという規定はあります。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

次回の委員会の開催日は12月8日、午前10時ということでよろしく願いをいたします。

以上で終了といたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散 会 午前11時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人